

所得税や市・県民税の申告は  
正しくお早めに

平成26年分の所得(所得税、市・県民税)の申告が始まります。例年申告期間中は会場が混み合いますので、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分で作成して早めに提出するようにしましょう。

所得税の確定申告

昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業をしている方はもちろん、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方でも次のような方は確定申告をしてください。

- ・給与の年収が2000万円を超える方
- ・給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与の支払いを2力所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・確定申告をすると所得税が還付される方

**申告期間** 下表のとおり  
**申告会場** 津島商工会議所、市役所、神守支所、神島田連絡所

※e-taxを利用するためには「電子証明書」が必要になります。

電子証明書を取得するためには、住民基本台帳カードの取得も必要です。どちらにも住民票のある市区町村の窓口

で申請いただけます。住民基本台帳カードおよび電子証明書の取得はお早めにお願います。

市・県民税の申告

平成27年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出された方は、市・県民税の申告書も併せて提出したことになるため、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

- ・平成26年中に所得があった方
- ・給与と所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方
- ・給与と所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方
- ・公的年金収入400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方

・災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方  
・住所が市外にあつて、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

**申告期間** 下表のとおり  
**申告会場** 市役所、神守支所、神島田連絡所

申告の相談をされる方へ

◆次の方は、津島税務署(津島商工会議所内申告会場)へ  
・個人事業主等で青色決算書が未作成または作成の相談をされる方  
・平成26年中に土地や家屋、株式を売

却された方

・住宅借入金等特別控除を受けられる方で、父母や祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた方

◆医療費の合計はご自分で

医療費の領収書の合計金額を計算し、保険金などで補てんされる金額を確認した上でご来場ください。

◆必要書類等の確認を

申告に必要な書類等(印鑑・源泉徴収票・生命保険料及び地震保険料の控除証明書・「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などは、あらかじめ確認の上ご持参ください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、「市政のひろば」1月号6ページをご覧ください。

平成26年分申告時の主な注意点

◆上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に対する軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されました。

※平成49年分までの所得税には、復興特別所得税(税率2.1%)が併せて徴収されます。

◆住宅借入金等特別控除の延長・拡充

住宅借入金等特別控除の適用期間が4年間(平成26年1月1日～平成29年12月31日)延長されました。また、平成26

年4月1日以降に居住を開始した場合における市・県民税の控除限度額が所得税の課税総所得金額等の7%(最高13万6500円)に引き上げられました。

※市・県民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合に、控除限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

※市・県民税における控除限度額の引き上げは、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%である場合に限られ、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9万7500円)となります。

津島税務署が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
津島商工会議所	2月16日(月)～3月16日(月)の平日 2月22日(日)・3月1日(日)	午前9時～午後5時 (午後4時までに お越しください)

市が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
市役所4階 大会議室	2月16日(月)～3月16日(月)の平日 市・県民税の申告に限り、2月12日(木)から受け付けます。	午前8時30分～11時 午後1時～4時
神守支所	2月16日(月)～24日(火)の平日 3月2日(月)～16日(月)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神島田連絡所	2月25日(水)～27日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時

※両会場とも混雑状況により、受付を早く終了する場合があります。

# あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまる場所で確認してください。

津島税務署  
☎2652161  
市・県民税  
市税務課市民税G  
内線22015  
22004

市役所会場にご来場の方へのお願い  
市庁舎耐震改修工事に伴い、車でご来場の方の駐車スペースが西側駐車場のみになります。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

## 問合せ

### 所得税

## ① 給与

### 年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

次のうち1つでも該当しますか？

- ・給与を2カ所以上からもらっている。
- ・給与が103万円を超える。
- ・源泉徴収されている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

はい

いいえ

はい

それは20万円を超えていますか？

控除に変更がありますか？  
(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

## ② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

## ③ 年金

### 1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和25年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

年金収入が年間で148万円を超えますか？

年金収入が年間で98万円を超えますか？

はい

いいえ

申告の必要はありません。  
ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要となります。

市・県民税の申告をしてください。(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)  
ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告をしていただく場合があります。

## ①②③のいずれにも当てはまらない方

### 家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。